

令和7年冬のTOKYO交通安全キャンペーンの重点設定理由

○ 重点1

高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

【設定理由】

8月末現在、都内における交通事故死者（85名）の約41%が歩行者であり、その半数以上が高齢者である。歩行者側にも横断禁止場所横断や信号無視等の法令違反が認められるケースが多いことから、歩行者に対する交通ルールの周知徹底が必要であること。

○ 重点2

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

【設定理由】

年末にかけて日没時間が早まり、例年この時期は歩行者死者数が多くなることから、歩行者には、夕暮れ時・夜間に出掛ける際は反射材用品や明るい目立つ色の衣服等を着用するよう促すとともに、歩行者が被害に遭う交通事故実態を周知する必要がある。

運転者には、前照灯を日没より早めに点灯する「トワイライト・オン運動」を推進するほか、ハイビームを正しく活用し、道路上の危険の早期発見に努めるよう広報啓発が必要である。

また、横断歩道横断中の歩行者に自動車が発生するという重大事故の発生が未だ少なくないことから、運転者による横断歩行者保護の徹底と安全運転意識の向上を図る必要があること。

○ 重点3

二輪車の交通事故防止

【設定理由】

8月末現在、都内における交通事故死者（85名）の約4分の1が二輪車（原付車含む）であり、状態別で見ると歩行中に次いで多い状況である。また、運転技術が未熟な若年層や通勤や仕事で二輪車を使う中高年層などの利用者に対する交通安全啓発を行うとともに、致命傷となりやすい頭部を守るヘルメットや胸部を守るプロテクターの正しい着用を促進する必要があること。

○ 重点 4

自転車と特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

【設定理由】

8月末現在の都内における自転車の交通事故死者数は昨年と比べて増加しており、全事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向にある。自転車の交通事故は交差点安全進行義務違反や一時不停止、信号無視など、自転車側にも多くの法令違反が認められることから、広く自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要である。加えて、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることも踏まえて、自転車の基本的な通行方法等の交通ルールの周知が必要であること。

特定小型原動機付自転車は、未だ飲酒運転や歩道通行、信号無視等の悪質・危険な法令違反が認められ、交通事故についても増加傾向にある。悪質危険な交通違反の指導取締りとともに、各種広報啓発活動を通じ、ヘルメット着用促進をはじめとした交通ルールを周知することが必要であること。

○ 重点 5

飲酒運転の根絶

【設定理由】

飲酒運転による交通事故は、8月末現在で、120件（昨年比+23）発生しており、飲酒運転の根絶にはほど遠い状況である。例年、年末期は年間で最も飲酒運転に起因する交通事故の発生が多くなる傾向にあるため、飲酒運転の危険性及び悪質性について周知し、その根絶を呼びかける必要があること。

○ 重点 6

違法駐車対策の推進

【設定理由】

路上の違法駐車は、交通事故を誘引する危険性が高く、また、交通渋滞の原因となり、特に緊急自動車や路線バスの通行妨害を引き起こすなど、道路交通に及ぼす影響が大きいことから、年末期の車両通行量が多くなる時期に、交通渋滞解消を図り、安全な道路交通環境を確保する必要があること。